2024年度　所定疾患施設療養費算定状況の公表

介護保険施設において入所者の医療ニーズに適切に対応するという観点から、所定疾患（肺炎、尿路感染、帯状疱疹）を発症した場合における施設での対応について以下のような条件を満たした場合に、評価されることとなりました。
当施設では、所定疾患施設療養費を適切に算定し、利用者様の安心した生活に繋げていくことができるよう努めてまいります。

◇所定疾患施設療養費について◇

①所定疾患施設療養費の対象となる入所者の状態は次のとおりです。

- 肺炎
- 尿路感染症
- 帯状疱疹（抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする場合に限る）
- 蜂窩織炎

②所定の疾患により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、注射、処置等が行われた場合に、１回に連続する７日間を限度とし、月に１回に限り算定をします。

③算定する場合にあっては、診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載します。

④請求に際して、診断、行った検査、治療内容等を記載します。

疾患別の主な治療内容　投薬、検査、注射、処置等の内容

肺炎	聴診、血液検査、胸写、抗生剤の点滴注射（ソルデム+セフトリアキソンナトリウム）、内服（レボフロキサシン錠）水分補給（点滴、経口補水）、喀痰吸引など診察結果に基づいた必要な治療
尿路感染症	尿検査、血液検査、抗生剤の点滴・内服（レボフロキサシン錠）、水分補給（点滴、経口補水）など診察結果に基づいた必要な治療
帯状疱疹	抗ウイルス剤の点滴注射、消炎鎮痛剤を用いた診察結果に基づいた必要な治療
蜂窩織炎	抗菌薬による薬物療法など診察結果に基づいた必要な治療

所定疾患施設療養費算定状況

診断名	算定月	2024									2025			計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
肺炎	人数	0	1	1	0	1	1	2	1	1	3	4	4	19
	日数	0	7	7	0	6	1	10	4	1	16	15	16	83
尿路感染症	人数	8	1	2	3	5	3	3	2	3	1	2	2	35
	日数	40	5	9	15	28	14	11	12	19	6	3	6	168
帯状疱疹	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
蜂窩織炎	人数	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	2
	日数	0	0	0	0	0	0	7	0	7	0	0	0	14
慢性心不全	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0